

## インドネシア：OJK 新規則による保証機関に関する要件の厳格化

アジアニュースレター

2026年3月4日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

[y.yoshimoto@nishimura.com](mailto:y.yoshimoto@nishimura.com)

[Muhammad Alpian Ramli](#)

[mramli@wplaws.com](mailto:mramli@wplaws.com)

[我妻 由香莉](#)

[y.wagatsuma@nishimura.com](mailto:y.wagatsuma@nishimura.com)

[Ayska Karissa](#)

[akarissa@wplaws.com](mailto:akarissa@wplaws.com)

インドネシア金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan、以下「OJK」といいます。)は、既存の保証機関の事業免許および組織構造に関する2017年OJK規則第1号(以下「旧規則」といいます。)を改正する2025年OJK規則第10号(以下「新規則」といいます。)を2025年5月6日に公布し、新規則は同年11月6日に施行されました。新規則は、保証機関(保証提供事業を行う保証会社、再保証会社、シャリア保証会社およびシャリア再保証会社をいいます。)に関して、支配株主(Pemegang Saham Pengendali)の指定義務・定義の拡大、資本金の払込資金源に関する要件の厳格化、外国人労働者の雇用に関する新たな要件の導入など、重要な変更を実施しています(新規則による主な変更内容の概要は、以下の表をご参照ください。)

新規則は、OJKが保証業界の資本基盤とガバナンス体制の強化に取り組んでいることを示しているといえます。厳格化された新規則を踏まえ、各保証機関は、現行の資本構造を見直し、2026年5月6日(新規則施行日の6ヶ月後)までに支配株主を特定および指定するとともに、資本金の払込資金源が新規要件に適合していることを確認する必要があります。上記の通り、6ヶ月の経過措置が設けられていることから、各保証機関は直ちに資本増強を求められるわけではないものの、OJKが新規則の運用に関して幅広い裁量を有していることを考慮し、各保証機関は所有構造・資本充足性・ガバナンスを積極的に精査し、コンプライアンス対応の準備を整えることが肝要です。

No.	事項	旧規則	新規則
1.	支配株主の指定義務	なし	保証機関は、少なくとも1者の支配株主を指定しOJKに届け出ることが必要
2.	支配株主の定義	保証機関に関して、以下のいずれかに該当する個人または法人 a. 議決権付き株式の25%以上を保有 b. 議決権付き株式の保有は25%未満だが、直接的または間接的に支配する能力を保有	保証機関に関して、直接的または間接的に支配する能力を保有する個人または法人
3.	払込資本金	a. 保証会社およびシャリア保証会社の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業範囲 : 金額</li> <li>● 全国レベル : <b>1,000 億ルピア以上</b></li> <li>● 州レベル : <b>250 億ルピア以上</b></li> <li>● 県・市レベル : <b>100 億ルピア以上</b></li> </ul>	a. 保証会社およびシャリア保証会社の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業範囲 : 金額(設立時点)</li> <li>● 全国レベル : <b>2,500 億ルピア以上</b></li> <li>● 州レベル : <b>1,000 億ルピア以上</b></li> <li>● 県・市レベル : <b>500 億ルピア以上</b></li> </ul>

		b. 再保証会社およびシャリア再保証会社の場合： <u>2,000 億ルピア以上</u>	b. 再保証会社およびシャリア再保証会社の場合（設立時点での金額）： <u>5,000 億ルピア以上</u>
4.	資本金の払込資金源	制限なし	資本金の払込資金源は以下のいずれかに該当してはならない a. 貸付金(株主が政府または政府が支配する法人である場合を除く) b. マネーロンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器拡散資金供与、その他の金融犯罪
5.	外国人労働者の要件	なし	a. 専門職(役員等)またはコンサルタントに限定 b. 引受業務または情報システム業務のみが対象 c. 就労期間は最長5年間で、1回に限りさらに5年間延長可能

なお、従来支配株主に指定されていなかった既存株主が、支配株主の定義拡大により支配株主に指定された場合、OJK のフィット・アンド・プロパーテストの対象となるかなど、新規則上は不透明な点も残されており、各保証機関においては、規制動向を引き続き注視することも重要となります。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)